

特定建設作業等申請時の注意事項



書類の種類と提出期限

書類名	特定建設作業実施届出書	建設作業実施報告書
略称	届出書	報告書
根拠	騒音（振動）規制法	札幌市建設作業に係る環境配慮の基本方針
提出期限	7日前 まで（災害時等を除く）	前日 まで



【7日前の考え方】

日数の算出には届出日及び作業開始日は含みません。

右図、「16日」に作業を行う場合に、中7日空けた「8日」が届出書の提出期限です。

※ **工事開始日 - 8日 = 提出期限日**

提出期限日

令和●年 12月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

提出先

下記まで提出してください。

なお、**代表者印の押印が不要**となりましたので、**スマート申請、メール申請が可能**になりました。

札幌市 建設作業 届出



提出方法	持参、メール（郵送）、スマート申請
住所	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 南側 環境対策課
提出先	札幌市環境局環境都市推進部 環境対策課（大気騒音係） 電話：011-211-2882
メールアドレス	kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

市ホームページ

札幌市のHP「**建設作業の規制と届け出等**」から、申請ページへのアクセスや様式のダウンロード等を行うことができます。

【HPのアクセス方法】 ※左記二次元コードもご利用ください。

方法1 札幌市のトップページから、キーワード検索で「建設作業」と入力して、表示されたページにアクセスする。

方法2 各種検索エンジンで、「札幌市 建設作業」と検索して、表示されたページにアクセスする。





メール提出時の注意事項

届出書、報告書をメールで提出する場合には、次の事項に注意してメールを送信して下さい。

容量（4MBまで）

当課の受信容量は**4MB**以下です。写真などを圧縮（3MB程度まで）する、複数に分けるなどしてメールを送信してください。

送信確認

メールが**送信できていない（受信できていない）**場合があります。メールを送信後、当課あて電話で確認をするようお願いいたします。また、メール送信後、**3開庁日**を過ぎても**返信がない場合**はご連絡ください。

作業場所の記載

区ごとに担当者が決まっています。円滑な作業を行うために、**メール本文**または**タイトルに作業場所の記載**（○区○町）をお願いします。



支店長名等での申請

特定建設作業実施届出書の**届出者が法人等である場合**には、**代表者の記載が必要**です。**支店名等で届出をする場合**は、次のいずれかの方法でご記入ください。

委任状を提出

委任状には**代表者の押印が必要**です。一度、当課あてに委任状を提出していれば再提出は不要です。なお、委任状の**内容変更（代表者名等）**があった場合には再提出が必要です。

請書（契約書類）を提出

工事の発注者との契約が届出者名（支店長名など）で行われていることを示す書類（写し可）を提出してください。

本店（本社）名等と併記

届出書の届出者欄に本店住所・代表者名を記載のうえ、空きスペースに**支店等の住所・代表者名を併記**して提出してください。